

「長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針」新旧対照表

改 正 後	改 正 前
長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針	長崎県有料老人ホーム設置運営指導指針
1～11 略	1～11 略
12	12
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 入居者募集等	(6) 入居者募集等
一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。	一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。
ニ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりすることがないように、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。	ニ 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりすることがないように、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。
<u>三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u>	
<u>イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u>	
<u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u>	
<u>ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u>	
<u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者</u>	

団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

(7)～(9) 略

13～14 略

附 則

1 略

2 本指針の施行日から設置及び運営されている有料老人ホームについては、本指針に適合するための措置をとること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。ただし、9(1)(エ)の規定については平成18年7月1日から適用することとし、別表及び別紙様式については平成18年9月30日までの間は従前の例によることができるものとする。

附 則

この指針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年11月19日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年1月7日から施行する。

(7)～(9) 略

13～14 略

附 則

1 略

2 本指針の施行日から設置及び運営されている有料老人ホームについては、本指針に適合するための措置をとること。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。ただし、9(1)(エ)の規定については平成18年7月1日から適用することとし、別表及び別紙様式については平成18年9月30日までの間は従前の例によることができるものとする。

附 則

この指針は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和6年11月19日から施行する。

